

条例制定請求代表者の意見陳述について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 4 項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 98 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり公表します。

令和 2 年 7 月 6 日

垂水市議会議長 篠原 静 則

記

1 日 時

令和 2 年 7 月 6 日（月）午前 11 時 30 分

2 場 所

垂水市議会議事堂

3 案件名

議案第 45 号 垂水市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例 案

4 意見を述べる者

条例制定請求代表者 3 人以内

5 意見を述べる時間

全体で 30 分以内

6 傍聴

新型コロナウイルス感染予防の為、傍聴の自粛及びインターネット中継の視聴を求める。但し、インターネット環境が整っていない方は、議場での傍聴及び別室での議会中継視聴を許可する。

密状態を避けるために議場での傍聴を 16 人に、別室での議会中継視聴を 15 人に制限する。（傍聴は先着順とする。）